

すだちの輪

2025.5.10

No.161

杉並障害者自立生活支援センター すだち

〒167-0035 杉並区今川2-14-12 すだちの里すぎなみ内
TEL 03-5310-3362 FAX 03-5310-3561



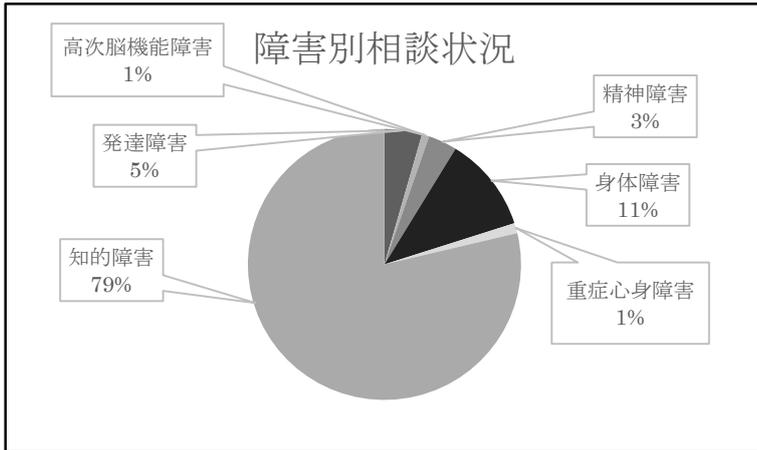
すだちの輪
QRコード

令和6年度 支援センターすだち相談実績と傾向

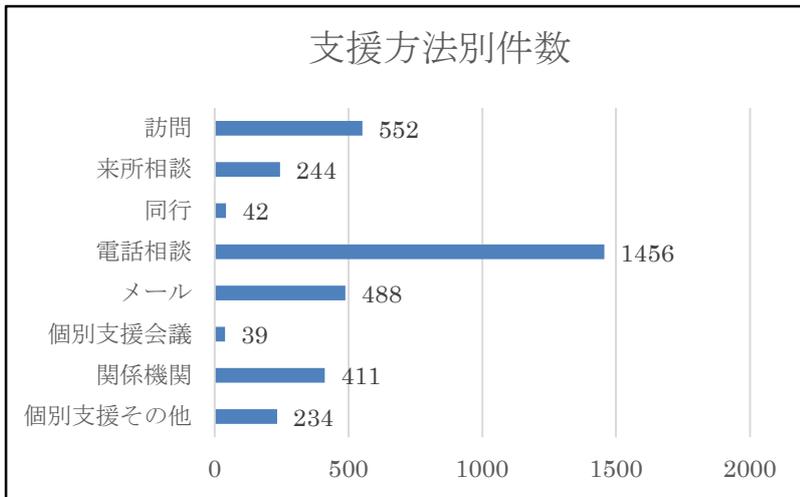
今年度もよろしくお願いいたします。令和7年度も早くも1か月が過ぎました。今回は令和6年度の支援センターすだちの相談の実績をまとめましたので、傾向とともにお伝えいたします。

●障害別相談状況

支援センターすだちでは約140名の方と契約をしています。令和6年度の年間の相談総数は3466件で、内約8割が知的障害のある方の相談でした。



支援方法別件数



●支援方法別件数

電話相談が約4割で最も多く、次いで訪問、メール、関係機関という順でした。開所日は1日平均15件ほどと本人や支援関係者何らかの形でやりとりをさせていただいている状況です。

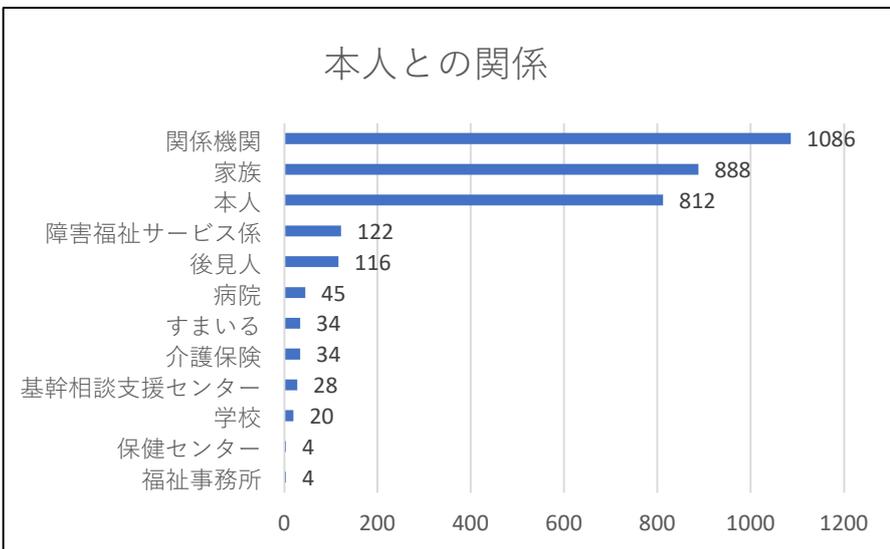
同行では、地域移行に向けてのグループホームへの見学同行が多くの割合を占めています。高齢化に伴う介護施設への見学も増えています。本人や関係者が集まって行う個別支援会議は約3週間に2回超の割合で、実施しています。

●本人との関係

相談先としては、関係機関、家族、本人とのやり取りが多くなっています。関係機関とは、日々のサービスタウンやモニタリング等で電話連絡や訪問する機会も多いため、このような実績となりました。また、支援センターすだちで契約をしている方の3分の1強の方が支援を多く必要とされている方であるため、保護者との連携、相談も重要であるため、件数が多くなっています。

全体的な件数や傾向は、概ね例年と同様の結果でした。

本人との関係



本人・同居家族の高齢期変化による不安に

どう考えていくか？

障害がある方と家族の高齢期へ不安の声・言葉が多くなっています。一つは、障害ある方の加齢とその後の有様で。もう一つは、同居等される65歳を過ぎた介護者から「これからどう考えたらいいか」と相談があります。

不安などの言葉の項目は

- ・作業所は何歳まで行けるのか
 - ・同居の親が施設に入ったらどうしたらいいの
 - ・グループホームには何歳まで居られるのか
 - ・生活費の管理はどうすればいいの
- か など
- 整理してみますと、聞かれることの多くは、現状の仕組みが伝わっていない中で疑問と不安が多いと感じます。

- 1 本人が加齢した時、障害福祉サービス利用はいつまでできるのか、他に選択肢はあるのか
 - 2 障害者が在宅生活を続ける時、支援を受けられるサービスの種類に関する
 - 3 生活費の管理に関する
 - 4 障害者の健康維持と病気時・緊急の時の
 - 5 高齢期の家族が為すべき事は何か
- など

真剣な「雑談」から見通し談へ

家族・本人の日常生活の中では、これらの事は、入り混じった断片的会話―真剣な「雑談」は少なくないと想定します。

一方、一人の障害の方の年代を追って心身・健康の変化、そして同居家族の状態変化とそれに伴い変わる環境などを、連続して考える機会はまだまだ少ないようです。その事もあり、同居家族一人ひとりがその見通しを持っていてる方も多くはないとみられます。

ただ、障害者本人を取り巻く社会情勢や経済面、心身の健康、自然災害などの環境条件を将来にわたって的確に見通せる方は、実際どちらにもおられない、難問でしょう。

短期間の想定しか見通せない、と思ってしまうのも無理からぬことかもしれない。が、その事が「不安」「どうしたら良いか分からないう」に繋がっていき、今後への準備が考えられない・出来ないとなっていて感じます。

見通しを考える「ネタ」は？

- ◇考えてみましょう！
- ・一番のポイントは、年代とともに変化する健康状態です。5〜10年区切りの変化。公的機関が公表している統計から推測可能です。

障害者も、同居家族も。

欠かせないのは本人の障害特性を押さえた変化傾向の想定です。

- ・二つめは、この変化に伴う、仕事や日中活動の場はどう変わるか。
- ・三つめは、右に同じく、住まいの場を在宅だけでなく複数の種類を想定すること。

四つめは、変化に対応して活用を考える各種のサービス種類と利用条件。手続き。

- ・五つめは、これらにともない用意が望まれる生活費などの必要額も。
- ・六つめは、それに伴うコーディネートターの種類・担当窓口の移り変わりも。

これらを、本人が同居する中で、一人あるいは一家庭だけでなく、家族間で、複数の関係者と意見交換・話し合っていく機会持つて行くことが重要と考えます。

それぞれの情報を見つけ、現時点で考えられる選択肢をある程度絞り込みます。

そして欠かせないのは、こうした事への準備をいつから進めていくかの目安を持つことです。

これらにより、具体的準備を始められます。進める中で、必要な修正もできます。

いかがでしょうか。まだまだ不明の点があると思います。問合せ下さい。

資料一事例 年代ごと、障害者本人・家族の生活項目ごとの 変化

本人の年代	40歳代		50歳代		～64歳		65歳～		70歳代		80歳代		90歳～	
	本人	家族												
住まい	自宅	◎	◎	◎	◎	○	○	△	△	困	困	…	…	
	GH	◎		◎		◎		○		○		△		?
健康	◎	◎	◎	○	○	○	○	△	△	△	△	…		
仕事・活動	◎	○	◎	△	○	△	○	△	△	困	△	困		
医療	○	◎	○	○	○	△	○	△	△	△	△	困		

◎—良 ○—やや良 △—やや難 困—困難

地域連携推進会議が義務化されました

入所施設・グループホームを対象に、昨年度から地域連携推進会議の開催が努力義務、今年度から義務となりました。

【どんな会議？】

近年、障害福祉サービスを提供する事業者が増えてきており、支援の質の確保が重要な課題となっています。

◆前段として

※厚生労働省

地域連携推進会議の手引きより

・生活の場であり、運営が閉鎖的になる恐れのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる事が、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられています。

・令和4年には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部が改正する法律が公布されており、「障害や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療・福祉・雇用等の各分野の支援を受けながらその人らしく安心して暮らす事が出来る体制の構築を目指す」とされ、利用者が地域で暮らしていける仕組みが求められています。

◆参加者

任意	参加必須
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政 ・ 福祉に知見のある人 ・ 経営に知見のある人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所施設またはGH ・ 利用者 ・ 利用者家族 ・ 地域関係者

◆目的

- ① 利用者と地域の関係づくり
 - ② 地域の人への施設等に関する理解の促進
 - ③ 施設等哉サービスの透明性・質の確保
 - ④ 利用者の権利擁護
- 4点を主な目的にして、施設見学と会話の機会を事業所が企画していきます。

【地域と繋がること】

杉並区から受託をしています「杉並障害者グループホーム地域ネットワーク事業」では、昨年度から地域連携推進会議の義務化に向けて杉並区版ガイドラインの作成に向けて、杉並区とグループホーム(以降GH)間で情報提供と意見を出し合える機会作りを進めてきました。

現在、杉並区内約80件あるGH

の数だけ、地域との繋がりが方・関係の深まり方が異なります。

GHが地域とどのように関わったらいいか分からない様に、周囲に住む方がGHは何をして欲しいのか分からない事で交流が進展しない場合や、そもそも地域の方との繋がりが無いという所もあります。

杉並区の特徴として、障害者GHは在宅という扱いですが、地域の助け合いネットワーク(地域に住む高齢者・障害者など災害時要配慮者を対象に民生委員が訪問・登録者台帳に登録される)の対象外となっているため、民生委員など地域を把握している方がGHを訪問する事は稀です。

地域の中にある住まいとして、近隣との交流度合がGHそれぞれ異なっているため、会議の内容もGHごとに異なる事が予想されます。

また、入所施設であれば明らかに建物規模が大きく、何かしらの施設である事が分かるのですが、対してGHは元々の家の外観はそのままGHに変わっている、一般住宅と外観に遜色無い所が多くあり、GHの存在に気が付かなかったという話をよく聞きます。周囲に気が付いてもらう事から始めるGHも多くあるのではないのでしょうか。

既に会議開催を予定しているGHが幾つかありますので、会議の企

画・開催・その後の動きなどについて、他のGHが企画する際の参考になるよう、共有の働きかけを進めていきます。

施設訪問



施設等の環境、利用者・職員の様子を確認

利用者・職員とつながる

会議

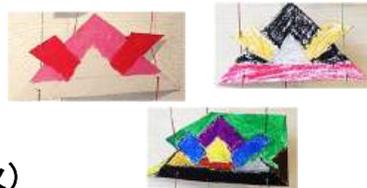


施設と情報共有・意見交換

施設等のことを知る・施設等と地域をつなげる

厚生労働省 (事業者向け) 地域連携推進会議の概要より

クラブ活動のお知らせ

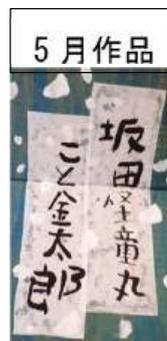


予約受付：9：00から開始

7月分 6月2日(月) 8月分 7月1日(火)

<p>◆アートクラブ 定員7名 会場 すだちの里 地域交流室 時間 9：30～11：00</p> <p>5月 3日(土)・17日(土) 6月 7日(土)・21日(土) 7月 5日(土)・19日(土)</p>	<p>◆リトミック(二部制)定員6名 会場 すだちの里 地域交流室 時間①10：00～10：45 ②11：00～11：45</p> <p>5月25日(日)…各2部制 6月22日(日) 7月27日(日)</p>	<p>◆ユニカール 定員9名 会場 すだちの里 地域交流室 時間 13：00～15：00</p> <p>開催案内をお送りします</p> <p>5月25日(日) 6月22日(日) 7月27日(日)</p>
---	--	---

- 初めて参加する方は見学をお願いしています。
支援センターすだちにお問合せください
 - 中止・変更の際は予約をいただいた方または関係者にご連絡します。
 - 不参加の際は予め支援センターすだちへ連絡をお願いします。
- 予約・問い合わせ：支援センターすだち



<p>・第五週 31日(日)</p> <p>・第四週 23日(土)</p> <p>・第三週 17日(日)</p> <p>・山の日 11日(日)</p> <p>・第二週 9日(土)</p> <p>・第一週 3日(日)</p> <p>【8月】</p> <p>・第四週 26日(土)</p> <p>・海の日 21日(月)</p> <p>・第三週 20日(日)</p> <p>・第二週 12日(土)</p> <p>・第一週 6日(日)</p> <p>【7月】</p> <p>・第五週 29日(日)</p> <p>・第四週 28日(土)</p> <p>・第三週 15日(日)</p> <p>・第二週 14日(土)</p> <p>・第一週 1日(日)</p> <p>【6月】</p> <p>・第四週 25日(土)</p> <p>・第三週 19日(日)</p> <p>・第二週 11日(土)</p> <p>・振替休日 6日(火)</p> <p>・こどもの日 5日(月)</p> <p>・みどりの日 4日(日)</p> <p>【5月】</p>	<p>支援センターすだち</p> <p>定休日のお知らせ</p>
---	----------------------------------



報道で、今年4月23日、国の財務省の審議会があり、その資料に、障害福祉に関する左記の記載があると知った。

「障害福祉サービス等の予算額は直近10年間で倍増。障害福祉サービス等の持続可能性を確保するためには、サービスの質を確保しながら総費用額を抑制する取組が不可欠。○需要サイドである利用者に牽制が働きにくく、供給サイドである事業所の増加に応じて総費用額が増加しやすい構造にある中で、報酬の適正化に加え、サービスの質の確保・向上に向け、①事業者指定のあり方の見直し、②事業者への実地指導等の強化、③不正行為に対する対処等に取り組むべき」と。

障害者福祉の過去・現在・未来を見た時、過去、社会生活がノーマライズになっていなかったことから、税をもって、自立生活支援の法のもと進められてきている。利用される方が増え、そのことで例えば平均寿命が一般に近づいた現在にある。そして今後、自己決定支援により、本人に沿った自立生活に向けた水準ある質の支援が求められている。

「総費用抑制」「利用者に牽制が働きにくく」などは、今日の到達点と課題と、生活の実態を適切に把握されての表現か、いささか違和感がある。皆様に財務省資料全体を一読願うとともに、発信いただきたいと切に願います。

(支援センターすだち 佐藤弘美)